

判決書教材を活用した人権教育

— 大学における授業実践を中心に —

真 島 聖 子 (社会科教育講座)

Education of human rights by way of judgment materials

— the teaching practice to make under graduate students grow up to be good teachers —

Majima Kiyoko (Department of Social Studies)

要約 大学4年生を対象に実践した判決書教材を活用した人権教育の分析を通じて、その可能性と限界を明らかにするとともに、教員を目指す大学生に授業する意味を探った。判決書教材が持つ可能性と限界は表裏一体のものであり、それを克服するには、教師の力量を高めていくことが求められる。その点からも教員を目指す大学生に授業する意味は大きいといえる。

Keywords : 判決書教材 人権教育 社会科教育

1 日本の学校教育における人権教育

これまで人権教育については、同和教育、社会科教育、総合学習、道徳教育、法教育など幅広い分野において研究・実践が積み重ねられてきた。新保真紀子は、「小学校社会科・身分制度成立に関する教科書記述の変遷」の中で、「社会科教育はもちろんのこと、あらゆる教育活動を通じて、同和教育や人権教育の視点が求められている」とし、教科の枠を超え、教育活動全般を通して人権教育の視点が必要であると述べている⁽¹⁾。また、伊藤弥・鈴木康裕による「人権教育を中心とした総合学習の開発」では、道徳や学級活動の時間を活用して、「権利と義務・責任」、「いじめか対立か」などの「アクティビティ」を開発し、小学校5年生を対象に実践を行っている⁽²⁾。この中で、「アクティビティという楽しさのある活動の中に『学び』を仕組み、特に権利の学習を柱にしていくことが大切である」と述べている。また、桑原敏典・佐藤育美は、「公共性を問い直させる公民授業の構想」で、ハンセン病問題を取り上げ、らい予防法が廃止された理由を考えさせることによって、中学生に公共の福祉について再考を迫っている⁽³⁾。ここでは、ハンセン病患者に対する人権の侵害が、公共の福祉を根拠になされたことを確認した上で、公共の福祉とは何かを解明させている。

以上のように、これまで様々な分野において人権教育の研究・実践が行われているが、日本の人権教育の特徴について生田周二は、「日本の人権教育は、同和教育や道徳教育との関連性の強さから、平等志向で、人格のありようや心構えを説く傾向が強いこと、法的視点が弱いこと」を指摘している⁽⁴⁾。

一方、教育法学の分野では、学校関係の事件についての事例研究、外国研究の紹介など数多くの成果が見られる。しかし、これらの研究は、授業資料の作成や

研修資料の作成、授業実践や教員研修等を目的としておらず、授業分析をともなった研究はなされていない。

また、文部科学省による「人権教育の指導方法等の在り方について—第三次とりまとめ 実践編」における人権教育の指導内容は、「人権についてのイメージ」、「イマジネーション」、「感受性」、「聴く技能」、「建設的な問題解決方法」などを育てる指導に重点が置かれ、人権課題そのものを指導内容として取り上げてはいない⁽⁵⁾。さらに、「第三次とりまとめ 実践編 個別的な人権課題に対する取組」においても、取り組みにあたっての基本的な考え方・観点及び関係法令等が記載されているだけで、具体的な教材や指導内容、授業プランに関する提案は見られない⁽⁶⁾。

筆者は、かつて小学校で勤務していた頃、学校をめぐる様々な課題の判決書等を調査し、授業や教員研修に活用する研究をすすめてきた⁽⁷⁾。現場教員としていじめの問題や学校における安全配慮義務の問題について取り組むことは緊急の課題であり、法的な判断基準や基礎知識を得ることは、大変有意義な学びであった。

また現在、大学における教育・研究、現職教員研修に携わる中で、社会科教育において積極的に人権教育に取り組む必要性を痛感するとともに、判決書資料の教材化を進め、指導案集を作成し、大学生及び現場教員に広く普及させることの必要性を感じるようになった。とりわけ、筆者の勤務校である愛知教育大学は、小・中・高の教員を養成することに主眼が置かれ、愛知県を中心に、毎年多くの学生を教員として現場に送り出している。大学生に対する人権教育という観点と将来教員として人権教育を推進する力を育成する観点から、大学の授業において、判決書教材を活用した人権教育の実践を試みた。

判決書に関しては、これまで梅野正信による一連の

研究で教材化され、判決書教材を活用して授業実践を行った研究が見られる⁽⁸⁾。これまでの研究では、小・中学生を対象とした授業実践例は見られるものの、大学生を対象にした研究は十分になされていない。

そこで、本稿では、愛知教育大学の大学4年生を対象にした授業実践を分析することで、判決書教材を活用した授業の可能性と限界、教員養成大学の学生を対象に授業することの意味を探ることを目的とした。

2 判決書教材を活用した授業実践

(1) 判決書教材について

判決書教材とは、裁判の判決書を授業で活用できるように教材化したものを指すが、あらゆる判決書が教材化の対象となるわけではない。教材化するに値する内容であるかどうかの精選が必要となる。また、判決書を教材化する場合には、判決書の中身とともに、どの部分を教材化するのが問われてくる。プライバシーへの配慮をし、授業のねらいからそれてしまわないように、ポイントを絞って教材化する必要がある。

梅野の研究によると、判決書の選択や教材化について以下のようにまとめることができる⁽⁹⁾。

どんな判決書を選ぶのかという点については、次の4点がポイントとなる。①人権侵害の具体的な事実を教えるもの。②事象の背後にある人々の痛み苦し、被害を説明しているもの。③人権を侵害する行為に発動される強制力の適用の原則を知らせるもの。④判決書教材により被害者の心身の痛みや苦しから目をそらさず、その苦しみを想像し、予見し、救済措置をとろうとする、すぐれた人権感覚を学び取ることができるもの。

また、教材化する判決書は、民事訴訟判決を扱うことがあげられている。それは、民事訴訟の目的が、被害者の救済、回復、補償にあるからだという。つまり、民事訴訟判決は、被害の可能性を予見し、救済し、保護する措置を最優先することを求めるものであり、公的で公平な正当性をもつ判断を提供するという点で、授業のねらいにそった教材となり得るのである。

さらに、判決書を教材化するにあたっては、判決書の「争いのない事実」と「裁判所の判断」の部分を中心に整理することがあげられている。被害者の人格を傷つける内容や加害者や被告に対する倫理的非難は原則として採用しない。それは、どのような判断が市民社会の良識として求められているのかという相関関係を学ぶことを目的とするからだという。

以上のような条件がそろったものが、判決書教材として授業で活用することができる。なお本実践では、判決書教材の授業での活用に重点を置いたため、判決書を選択し、教材化することは行わず、教材化されたテキストをもとに授業を行った。

(2) 社会科教育CIVの授業計画

本授業の受講生は、学部4年生、専攻は、初等社

会、中等社会を中心に、教育科学の5名を含めた計58名である。授業では、梅野正信『裁判判決で学ぶ日本の人権 中学高校授業づくりのための判決書教材資料』をテキストとして使用した⁽¹⁰⁾。

前半の第1回から第8回までは、テキストや資料をもとに、毎回テーマを決めて4人1組のグループでディスカッションをし、最後にグループの代表がグループの意見を報告し、全体で意見を共有する。学生からの要望もあり、グループは毎回メンバーが異なるように授業者が選定した。第7回には、より専門的に判決書教材を学ぶため、「ハンセン病訴訟」をテーマに、梅野正信氏による特別講義を企画した。

後半の第9回から15回までは、4人1組のグループを作って、学生同士が話し合っってテーマを決め、判決書教材を活用した授業を考案し、模擬授業を行った。模擬授業は、発表10分、質疑5分で行ったが、議論が白熱し、時間を延長することもしばしばあった。教員採用試験や就職活動で忙しい最中ではあったが、どのグループの学生も授業作りに熱心に取り組んでいた。中には、模擬授業で活用する判決書を自分達で探し、教材化するグループもあった。

以下は「社会科教育CIV」で実際に行った第1回から第15回までの授業内容の一覧である。

【第1回 4月10日（金）2限】

授業のねらいや授業計画を説明した後、担当教師の自己紹介を行った。この授業では、全員が授業に参加することをねらいにしているため「やってみよう社会科公民の授業」について、全員で意見交換を行った。

【第2回 4月17日（金）2限】

「判決書教材」という言葉を初めて聞く学生が多いので、イメージがわきやすいように実際の授業実践例を取り上げて説明をした。筆者が小学1年生に実践した「くまおくん えんぴつ じけん」を取り上げた。

【第3回 4月24日（金）2限】

「学校の中で失われた人権」をテーマに、高校陸上部の顧問から暴行や暴言を受け続けた高校2年生の女子生徒が自殺した事件を取り上げた。内容が衝撃的で、体罰の是非に討論が集中した班もあったが、顧問の教諭や学校体制、他の教師の責任を問う議論や保護者や友人の役割について活発な議論がなされた。

【第4回 5月1日（金）2限】

「社会の中で侵害された人権」として「誹謗中傷と表現の自由」をテーマに、インターネット上の掲示板に名誉毀損の書き込みをされた事件を取り上げた。学生からは、名誉毀損の書き込みをした本人ではなく、電子掲示板の管理運営者の責任を問われる点で、法の限界を指摘する意見が多く出された。

【第5回 5月8日（金）2限】

前回取り上げた「インターネット名誉毀損事件」の授業実践例（中学校）をグループで検討した。指導案

の流れや授業方法が適切であったかどうか、具体的な改善点等について話し合いが行われた。生徒の感想から授業を分析するグループもあった。ここでは、実際の授業例が詳しく提示されたことで、学生は、より具体的な判決書教材活用型授業のイメージを持った。

【第6回 5月22日（金）2限】

「社会の中で侵害された人権」として「水俣病の熊本地裁判決」を取り上げた。この授業では、判決書を読む前に、実際の被害の大きさや当時の状況を学生に理解させるために、視聴覚教材を活用した。判決書教材の学習を通して、企業の過失によって命を奪われ、生活を崩壊させられた人々の被害の実態を知るとともに、被害者・加害者の視点をどのように授業で取り上げ、判決書教材を活用すればいいのか議論された。

【第7回 5月29日（金）2限】

梅野正信氏を講師に「ハンセン病訴訟判決文」を取り上げた特別講義を行った。梅野氏の授業では、小・中学生でも理解しやすいように、視聴覚教材を併用すると効果的であること、授業に必要な教材を入手するために、テレビ局にかけ合っただけでハンセン病に関するニュースを作成したエピソードやハンセン病の元患者さんを招いた授業実践例、「もののけ姫」の映画の活用例などが紹介された。この授業を通して学生たちのハンセン病に対する理解が深まるとともに、授業構想や授業方法、教材の活用法など実践的な学びとなった。

【第8回 6月19日（金）2限】

最もデリケートで難しい「軍人、軍属、軍隊慰安婦と日本の責任」をテーマに取り上げた。人権問題は、日本国内にとどまらず、国境を越えた問題にまで発展していること、過去の出来事であっても、現代の問題として今なお苦しみ、闘い続けている人がいるということなどを学ぶ必要があるためである。歴史認識の問題にまで関わってくることから、学生同士の議論も様々に分かれ、結論を見出すところまではいかなかった。

【第9回 6月26日（金）2限】

判決書を活用した授業づくりを始めた。まず、学生同士が話し合っただけで4人1組のグループを作り、何をテーマに授業を行うのか話し合った。グループ内でリーダー、指導案責任者、教材責任者、発表責任者と役割分担を行い、効率よく授業づくりができるように促した。話し合いが活発に進むように、参考資料や視聴覚教材、判決書資料集や実践例をまとめた参考文献などを準備した。また、授業者は、適宜グループを回りながら、アドバイスをしたり、相談に乗ったりした。

【第10回 7月3日（金）2限】

判決書教材を活用した授業づくりの2回目は、指導案の作成を中心にグループ活動が行われた。授業のねらいや授業展開の仕方、準備する教材について話し合いが活発に行われた。どの班もいい授業を作ろうとする意欲にあふれ、他のグループとは違った視点を授業

に盛り込もうと必死だった。

【第11回 7月10日（金）2限】

判決書教材を活用した授業づくりの最終回では、グループで指導案の検討を行い、さらなる授業展開の練り上げと授業で活用する教材やワークシート、資料などの作成を行った。期限を示して指導案と資料の提出を求め、足りない時間は各グループで授業時間以外に集まって活動することとなった。

【第12・13回 7月24日（金）1, 2限】

提出された指導案と資料をもとに「判決書教材を活用した授業作り（指導案集）」の印刷を行い、模擬授業で全員に配付した。この日は、判決書教材を活用した模擬授業の発表を3時間行った。教育実習で鍛えられたことで、模擬授業の発表はどの班も堂々として行った。授業の展開や教材にも工夫がなされ、個性あふれる模擬授業となった。質疑応答では、議論が白熱し、時間が延長したり、緊迫した雰囲気になったりした。

【第14・15回 8月7日（金）1, 2限】

最終回は、判決書教材を活用した模擬授業の発表と筆記試験、授業改善のためのアンケートを実施した。前回の反省より、模擬授業では時間を守ることを、よい点をほめてから質問や改善点を指摘することなどを話してから発表を行った。学生同士の学び合いの姿が見られ、質の高い授業発表となった。

次に、大学生による模擬授業の発表と「判決書教材を活用した授業作り（指導案集）」をもとに内容・方法を検討し、各グループの授業を考察した。

(3) 大学生による模擬授業

①小学校6年 社会「平和で豊かな国をめざして」

【内容】水俣病の加害者の立場に立って公害問題を考える。「原因」「被害」「補償」の3つの視点で発表。

【方法】グラフを提示し、資料の読み取りを行い、水俣病を公表するかしないかを話し合う。

【考察】この授業では、加害者の立場から水俣病の問題をとらえさせようとする視点を取り入れられ、多様な立場から水俣病の問題について考えさせようとする授業者の意図がよく伝わってきた。資料から読み取らせる学習活動が組み込まれた点は高く評価できるが、読み取らせたいことが何かははっきり抑えられているとさらによかった。模擬授業の中で判決書教材が活用されていない点は、残念であった。

②中学校3年 社会「個人の尊重と日本国憲法」

【内容】裁判員の立場になって、東海大安楽死事件の判決を考える。

【方法】事件の概要が書かれたワークシートを活用。個人で考えさせた後、班で話し合い判決を決める。班の意見を発表後、実際の判決文の要約を配付し、自分たちの考えとの共通点や相違点を確認する。

【考察】生命の自己決定権を考えさせる点は、多様な意見が生徒から出されることが予測される。自分た

ちで判決書を準備し、教材化した他、ワークシートや資料の準備もしっかりできている。刑事事件の判決書を取り上げるのは、裁判員制度の理解や模擬裁判を実際に体験する点では有効であるが、判決書教材により人権感覚を学び取るという視点が弱くなる。

③中学校3年 社会「基本的人権の尊重」

【内容】 自由に対して法的拘束力があることを理解。
【方法】 インターネットの掲示板の書き込みが名誉毀損に当たるかどうか、表現の自由が優先されるかどうか、事件の概要を聞いて話し合う。
【考察】 指導案と発表内容にずれがあり、何を意図して授業を行っているか不明確であった。基本的な法律の知識が教師側にきちんと押さえられていないと例えがあいまいになり、生徒が混乱する。

④中学校1年 総合「いじめについて理解する」

【内容】 4人1組のグループを作り、配役を決めてロールプレイを行い、いじめに関わる人々の心情や行動理由を考える。
【方法】 ロールプレイのワークシートを準備し、いじめに関わる立場の違いを意識して役割演技をする。班や学級全体で意見交流を行う。
【考察】 年間を通した指導計画が練られ、いじめと社会的差別の起きる仕組みを理解させることで、人権尊重の精神を育もうとする点が画期的。判決書教材を活用した授業を前時に位置づけた後、ロールプレイを取り入れて様々な立場から心情を考えさせるなど、効果的な単元計画が練られた。授業のねらいが明確で、ワークシートの準備もしっかりできていた。

⑤中学校3年 社会「水俣病から日本の企業の在り方考える」

【内容】 水俣病に関係する人々の思いを探る。人と企業の在り方と将来の社会について考える。
【方法】 チッソ損害賠償責任の判決書を見て、考えを発表。水俣病認定患者の記事を見て、水俣病問題が現在も続いていることを認識し、自分の考えを発表。
【考察】 単元構想で、被害者と加害者の視点に分かれディベートを行ったり、調べ学習やビデオ視聴を取り入れたりして、水俣病についての理解を深めさせている。現在の問題として考えさせるために、最近の新聞記事を取り上げている。生徒の主体性や社会参加意識を育てようとする視点が盛り込まれている。

⑥中学校3年 社会「人間の尊重と日本国憲法」

【内容】 日本の戦争責任と従軍慰安婦への賠償問題を取り上げ、個人賠償が必要かどうか考えさせる。
【方法】 自分の意見をワークシートに記入した後、グループで意見を交換する。判決の結果から、戦争責任が社会的にどう処理されたか知る。
【考察】 資料が提示されていないため、教師の話に生徒が誘導されやすくなる危険性がある。民事訴訟判決から人権を学ぶ本来の意味が失われ、結果だけが

提示され、生徒の思考が止まってしまう。

⑦中学校2年 道徳「Stop the いじめ ～身近ないじめを撲滅しよう～」

【内容】 自分の周りのいじめをなくすことはできるか、いじめをなくすためにどうすればよいか考える。
【方法】 自分の立場を明確にした後、6人1組のグループを作り、話し合う。グループごとに話し合った結果を発表し合い、全体で意見を交換する。本時を振り返り、自分の考えを深める。
【考察】 前時でいじめとは何かドラマを視聴したり、判決書教材を活用したりして考えさせた後、グループ討論をすることで、自分なりの意見を持たせ、考えを深めるようにしている。具体的な生徒像や学級を想定した授業づくりがされている。判決書教材の活用法が本時の授業展開で明らかになるとよかった。

⑧中学校3年 総合「男性と女性が共に『幸せ』に暮らしていける社会のありかたを考える」

【内容】 職場の中で起こるセクシャルハラスメントについて知る。
【方法】 女性専用車両の写真について考えることから、社会におけるセクシャルハラスメントの存在に気づかせる。セクハラの実例を3つの場面に分けてロールプレイをして、女性の気持ちと女性の周囲の関係がどうなっているか考えさせる。
【考察】 総合的な学習の時間を活用し、セクハラの実例を学習した後、実際に職場ヘインタビューに出かけたり、まとめとして、職場環境の現状と改善に向けて提案する場を設けたりするなど、単元構想に工夫が見られる。授業展開が具体的で、指導上の留意点が詳細に記されているため、生徒の学習活動がイメージしやすい。ワークシートに生徒への指示や質問例が記され、生徒が活動しやすいよう配慮がある。

⑨中学校1年 社会「インターネットによる人権侵害」

【内容】 インターネットによる人権侵害の概要を知り、被害者の気持ちを考える。自分が掲示板を見ていた人の立場だったら、どうすべきだったか考える。
【方法】 ワークシートに自分の考えを記入し、発表。
【考察】 活動が単調なので、グループ活動を取り入れるとか、討論の場を設けるなどして意見交流を活発にさせるといい。いじめの傍観者とインターネットの掲示板を見ていた人を重ね合わせて考えさせようとするねらいは理解できるが、1時間の授業でなく、しっかりと単元構想に位置づけると効果的だった。

⑩中学校3年 社会「インターネットによる人権侵害」

【内容】 インターネットの人権侵害の判決内容の中で、管理人しか裁かれない点に疑問をもたせ、新たに法律を作り直す必要性を考えさせる。
【方法】 事件の概要を聞き、判決について予想を立てる。判決結果で管理人しか裁かれないことについて、グループで話し合う。最近の新聞記事より、法

律が新しく変わったことに気づき、グループで新しい法律を考えて発表する。

【考察】社会の変化に応じて法律も改善する必要があることを理解させるのは重要である。最初から新しい法律を考えさせるのは難しいので、もともとある法律を改善させる方向で考えるといい。新しい法律による弊害も合わせて考えさせる必要がある。

⑪中学校3年 社会「労働者の権利について考える」

【内容】A子の立場で事件について考えた後、裁判官の立場から、会社、A子、Bの誰に最も責任があったか考える。この判決は妥当だったか考える。

【方法】立場を変えながら、判決書を読み、考えをワークシートに記入し、発表する。

【考察】職場におけるセクシャルハラスメントの判決書を教材化し、「労働者の権利」という視点から考えさせるところは、ねらいが明確でいい。前時で様々な労働問題について資料を活用しながら考え、理解を深める授業を位置づけたところが効果的だった。ワークシートや判決書の教材化がしっかり行われており、生徒が活動しやすくなっている。

⑫中学校1年 道徳「中野富士見中学校事件」

【内容】いじめが起きたら自分に何ができるか考える。

【方法】文部科学省が定めるいじめの定義を提示する。資料に登場する行為から、いじめに該当する部分や自分がされていやだと思ふ部分に線を引く。資料の中で、いじめをしている人について発表する。

【考察】文科省のいじめの定義を提示し、生徒に一つの判断基準を持たせた点はよい。資料やワークシートが提示されておらず、生徒の活動がわかりにくい。

⑬中学校3年 社会「人権と共生社会」

【内容】在日韓国・朝鮮人高齢者無年金訴訟を通して、在日韓国・朝鮮人の権利・差別について考える。

【方法】在日韓国・朝鮮人の権利をクイズ形式で理解させた後、裁判の事例を提示し、裁判結果を考えさせる。今後どうすればいいか考えて感想を書く。

【考察】クイズ形式で在日韓国・朝鮮人の権利について知識を深めさせるところがよい。自分たちで判決書を選んで授業化するところが意欲的である。在日韓国・朝鮮人の問題を人権の問題としてきちんと考えさせようとするところがよい。

⑭中学校2年 道徳「転校生がやってきた(いじめによる自殺について)」

【内容】些細な嫌がらせや悪ふざけが、いじめ、自殺に発展してしまう可能性があることに気づく。

【方法】いじめの判決書を劇の台本に書き直し、班ごとに劇化する。劇の後、班で話し合う。班で話し合ったことを全体に発表する。

【考察】いじめ自殺事件の判決書を台本に書き換えて、生徒の共感や理解がしやすいように取り組んだところが、評価できる。わかりやすくすることに力

点が置かれたことで、かえって事件の全体像や問題性が見えにくくなった点は否めない。

【模擬授業全体の総括】

こちらの指示が不徹底だったため、判決書教材を活用した授業が本時や単元の構想に位置づけられていないグループがあった。判決書を自分たちで教材化する意欲的なグループも見られた。授業の方法もロールプレイや劇化、討論、グループ活動、資料の読み取りなど様々に工夫されていた。授業のねらいが明確なグループは、本時の展開や単元構想に無理がなく、教材研究もしっかり行われていた。

(4) 判決書教材の可能性

第15回目の最後の授業において、受講生の学部4年生57名(1名欠席)に筆記試験を行った。その内容は、①判決書教材を活用した授業の可能性と限界について、指導上の留意点をふまえて論述すること、②この授業を通して学び取ったことは何かを論述すること、以上2点についてである。

まず、判決書教材を活用した授業の可能性についてであるが、学生の記述を分析した結果、大きく次の8つに分類することができた。以下に、8つに分類したカテゴリーと主な学生の記述をまとめた。

①判決書教材の持つ現実性

現実起こった事件に対して、社会がどのように判断したのか、ということに沿った授業が展開できる。授業の説得力は大きく向上し、関心度を高めることにつながる。実際に起きた事件を扱うため、子どもが現実の問題として考えていける。児童や生徒の心に響き、心に残る授業展開ができる。実際の事件を知ること、それを自分の生き方と深く関わらせて考えることができる。現実の問題として解決するにはどうすればいいか、現実的で具体的な答えを出そうとする。

②判決書教材の持つ客観性

判決書教材が客観的根拠のある事実を示している。こうしたニュートラルな教材から、子どもの自由な発想が生まれ、子どもの人数分の考えが生まれる。客観的なデータとして授業で使うことは非常に有効であり、データの信頼性の面でも扱いやすい。被害者、加害者、裁判官というように様々な視点から客観的に事例を扱うこともでき、それぞれの立場に立って主観的にも考えを深めていくことができる。

③活用範囲の広さ

道徳や社会科、総合学習の時間などで活用することができ、幅広い、多角的な視点から学べるので、子どもの現状にあった教材選びや授業展開を行うことができる。一つ一つの判決書教材は、大変奥が深く、いろいろな角度からいろいろな目標を持った授業を作ることができ、教材研究を深めれば深めるほど、時間、場所にあった授業を作っていける。同じ題材でも授業者の考え方、価値観によって全くちがう授業となったこ

とから、扱い方が非常に幅広く、子どもに一番気付かせたいことを授業の柱として行うことができるので、その柱を基にして他の視点からも学ぶことができる。

④学習効果の高さ

子どもたちの中にある規範意識を育てるとともに、公正な判断力、健全な批判力、自分の日ごろの行為を振り返る力を養うことができる。判決を読むことによって、資料の読み取り能力も育むことができる他、裁判の結果を予想させることで、生徒の思考力や判断力も育成できる。日常生活に役立つことも学習できるので、「生きる力の育成」にも効果的であり、様々な事象に対して広い視野を児童生徒に身につけさせることができる。社会的事象に対して、情緒的ではなく、論理的にとらえるようになり、事例に共感することで、より考えを深めることができる。

⑤法教育的効果

自分の意見と判決結果が異なっていた時、自分の意見や考えをさらに追究できるだけでなく、現代社会における判決の限界も受け止めることができ、法律についても考えることができる。内容に説得力を持たせ、法に基づく法治国家の理念や客観的な公平性、妥当性を大切にする法の理念もあわせて学ぶことができる。日ごろの何気ない行動から起こる事件が「法律」につながっていることを子どもたちに気付かせるとともに、違法行為に対する罰則も書かれているため、法律についての知識・理解も促すことができる。裁判員制度が実施され、将来裁判に関わる生徒も出てくると思うので、あらかじめ判決書や事件に触れておくという意味でも判決書教材は活用していくべきである。

⑥社会制度に関する理解の促進

判決書を読み取る中で、現実にある社会問題や社会矛盾に気づくことができ、実際に起きた事件を共感的に理解することで、子どもたちの本音に迫れる。判決書教材を活用した授業を通し、たくさんの人の意見を聞き、様々な角度から物事を見る。自分の考え方は変わらないまでも、そういった考え方があることを理解することにも大きな意味がある。世の中の仕組みや価値観を学び、社会で実際に生じた事件に目を向け、自らの考えと現実社会に存在する一般的な考え方に寄り添うことができる。

⑦学習者の主体性の育成

それぞれの立場に立って事件を考えることで、自分が被害者になりそうな時どうするか、どうしたら被害者を助けることができたか、など自分に置き換えて考えることができ、事件の未然防止にもつながる。問題となっている題材・課題について、子どもに身近に感じさせることで、子どもが主体的に活動することができる。過去に起こった過ちを知ることで、今を生きる自分達の生活に生かしていくことができる。社会や国の考えを知ることができ、自分自身がどう考えるか、

どのような社会をつくりたいか、意志や理想を持つきっかけとなり、よりみんなが生活しやすいように新しい法律を作っていく姿勢が育つ。

⑧学習者の人権感覚の育成

人権というものが守られるべきものであり、守るための仕組みが我が国に存在するというのを学ぶことができる。判決書教材は、人権侵害の実態を客観的にも主観的にもとらえることができ、より真実に近い認識を獲得させられるとともに、実践的に人権尊重に対する考え方を育てることができる。普段意識しない「人権」について、判決書教材を活用することで、人間として生きていく上で尊重されるべき権利があるということに気づき、それらは決して侵すことができないものであるということを知ることができる。

(5) 判決書教材の限界

次に、判決書教材を活用した授業の限界について、学生の記述を分析したところ、8つに分類することができた。以下に8つのカテゴリと主な学生の記述をまとめた。

①判決書教材・授業内容の難解さ

判決書の文章は大人でも読むことが大変で、授業内容が難解になりやすく、教科書と違い、いつ、どこでもできる教材ではない。人権や差別等については有効であるが、内容は難しいものが多いため、子どものための工夫がないと、遠い世界の関係のない話に終わってしまう。判決書がその時代の民意や方向性によって変化する「生モノ」であり、判決内容には、疑問や不満が残る部分も多く、その部分をどのように扱ってあげればよいのかわからない。

②教員の負担の大きさ

判決書は、小中学生にとって内容が難しく、文章量も多いので、そのまま使うことはできず、教師が内容をまとめたり、表現を易しくしたりするなど教師の負担が増える。

③教員の力量の必要性

判決書教材は、ハイリスク・ハイリターン教材であり、実際に使いこなすには、教師の力量が相当必要で、自分の意図しない方向に授業が進んでしまう可能性がある。判決書教材をしっかりと研究し、この判決書を通じてこれを感じ取ってほしい、学んでほしいという強い思いをもっていなければ、授業として成り立たず、授業の目的を子どもに伝えることに難しさがある。社会として扱うのか、道徳として扱うのか、教師の立場として難しく、何をどう伝えたいのか、何を教えるのかあいまいに陥ってしまう危険性を秘めている。

④子どもに与える影響の大きさ

法律が間違いなく正しいと子どもが考えてしまう恐れがある。判決書の内容はショックが大きいものもあり、傷ついてしまう子どももいる。ショックの大きい教材は使える場が限られてしまう。

⑤使用時期や状況が限定的

プライバシーの権利の侵害や学級の状況も留意しなければならず、使える場面が限られてしまう。道徳、総合、社会の時間しか活用できず、他教科と関連付けることが難しい。自分が伝えたい事例を扱ったテーマが存在しない可能性がある。

⑥道徳の授業における活用法

判決書教材を道徳で扱う場合、道徳心の問題を法が明確に問えない、あるいは問うべきではない以上、判決そのものが道徳心と直接結びつかない。

⑦他人意識の形成

あくまでも「他人事」であるということ。いかに子どもにとって身近なことに結びつけることができるかがというのが課題。しかし、いじめなどが身近にあってはいけない。この矛盾を解決できない点が限界。どうせ他人事だから知らないと割り切って考える子もいれば、身近なことだと重く受け止め、真剣に考える子もいる。その温度差は簡単には埋められない。結局他人の事例、体験であるため、直接自分には関係ないという楽観的な考えを持ってしまう可能性がある。人権という抽象的な概念を実感しながら理解することは困難。

⑧子どもの思考を阻害

事例には結論が出ているので、児童が自由な考えをもつことを妨害したり、思考の方向性のある程度決めてしまったりする可能性がある。物事の善悪をあまりにはっきりと分けすぎ、ある側が一方向的に悪いと責められる可能性がある。

(6) 判決書教材を活用した授業の指導上の留意点

判決書教材を活用した授業の指導上の留意点については、学生の記述を7つに分類することができた。以下にカテゴリーごとに学生の記述をまとめた。

①判決書をわかりやすく教材化

イメージしやすい判決書教材を選び、わかりやすく表現するとともに、子どもにとって身近なもの、理解できるように変える工夫が必要である。教師の意図が伝わるように、ロールプレイ、紙芝居、物語、劇、クイズを授業に取り入れ、事例の置き換えやワークシートの工夫をする必要がある。

②授業のねらい、目的の明確化

社会科や総合、学活などで判決書教材を活用する場合は、判決に関わる裁判や司法について学ぶことが目的なのか、判決が問う人権について学ぶことが目的なのかを明確にしなければならない。教師自身が「何を伝え、何を考えてほしいのか」明確にし、その授業で判決書教材を使うことが有効であるかどうか見極め、多角的な視点から考えさせることが重要である。

③子どもの実態や発達段階、クラスの状況に配慮

教材を扱う中でのアフターフォローや誤解を招かない説明力が非常に求められる。いじめや差別についての問題などは、クラスの状況などに十分に配慮する必

要がある。発問の仕方なども細心の注意を払う必要がある。教材が子どもの実態にあっているか、使う意義はあるか、特定の人を批判する内容になってはいないかなどを見極めるとともに、教師は深い内容理解に努め、生徒たちの発達段階に合わせた説明を心がける。

④授業方法の工夫

グループワークや話し合いの中で主体的に意見を交換したり、新しい考えを見出したり、意見を戦わせたりして、生徒が積極的に参加できる雰囲気を作る。判決書の提示の仕方を工夫し、判決書の中に登場する人物の気持ちを汲み取り、どんな気持ちで裁判を起したのかを考えられるように教師が働きかける。判決を絶対視せず、子どもに考えを持たせた上で結論を述べる。判決結果だけにこだわらず、その過程にもしっかり目を向けさせ、考えさせることが大切である。

⑤道徳の授業での活用法

子どものモラルや規範意識を育てるための道徳で、客観的結論としての判決文を使ってしまうと、子どもはその権威に抗うことができず、正解を突きつけられることになる。自由な心情を大切にす道徳だからこそ、価値観の押し付けは絶対に避けたい。道徳については、事件の内容を伝えるだけで十分、結果は伝えない方がよい。「法律があるから悪いことをしない」という考えを生徒に持たせないように注意する必要がある。

⑥子どもの考えを尊重

生徒一人ひとりがこの問題に対してどのような考え方を持っているかを考え、それらへの対応を想定しておくことが重要になる。生徒一人ひとりの異なった考え方を尊重する必要がある。子どもの生活体験に基づく主観的な意見を大切にしながら、客観的なものへ押し上げていくことが必要。なぜこのような判決が下されたのか、視野を広げていく支援が必要である。

⑦教材研究の必要性

判決書教材の内容そのものを主に授業を展開していくためには、十分な下調べと知識が必要である。教師がしっかりと読み、理解できないものは使うべきではない。判決内容が軽んじられないように配慮が必要である。公害や従軍慰安婦などの問題では、その当時の背景をしっかりと理解する必要がある。被害者・加害者両方の立場で物事を考えるように留意しながら授業を進めなければならない。生徒がその内容を「自分の問題」として受け取れるような授業案を構築しておくことが必要。感情論ではなく、冷静に物事と向き合うこと、きちんと根拠を確かめることが重要である。

3 学生によるアンケート結果

授業の最終日、2009年8月7日(金)の2限に、当日出席した57人を対象にアンケートを行った。これは、愛知教育大学教育創造センターの主催で実施された。①「この授業で新しい考え方や知識・技能が身につきましたか」という問いには、強くそう思う33人、

ややそう思う21人、合わせて54人（94.7%）が、この授業を通して新しい考え方や知識が身についたとしている。②「授業に触発されて自分で考えたり調べたりしていますか」という問いには、強くそう思う11人、ややそう思う23人、合わせて34人（59.7%）が、この授業に触発されて自分で考えたり、調べたりしていると答えた。③「あなたは、この授業を意欲的に受講しましたか」という問いには、強くそう思う31人、ややそう思う18人、合わせて49人（86%）が、この授業を意欲的に受講したと答えている。④「この授業の教育目標を達成できたと思いますか」という問いには、強くそう思う23人、ややそう思う24人、合わせて47人（82.5%）が、この授業の教育目標を達成できたと思うと答えている。以上の結果より、自分で考えたり調べたりする割合が若干低いものの、授業に対する意欲が高く、授業を通して新しい考えや知識が身につく、授業の目標は、概ね達成されたといえる。

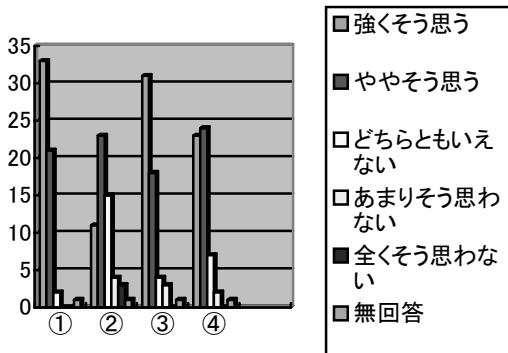


図1 授業改善アンケートの結果

4 研究の成果と今後の課題

この授業を通して学び取ったことは何か、という問いに対し、ある学生は次のように答えている。

「授業というのは、教師が考える限り、多様に存在すること、そして教師が努力することにより、子どもの学びの可能性も無限大になることがわかった」

また別の学生は、次のように答えている。

「人と交流し合って高め合っていくことの大切さを一番学んだ。自分の意見を発したり、人の意見を聞いたことで、成長ができてい実感できた」

さらに別の学生は、次のように答えている。

「この授業で一番学んだことは、自分は社会を見る視野がひどく狭く、自分の知らないところで多くの人が傷ついているということだ。願わくば、自分の育てた子どもが、社会に生きる弱者と向き合い、彼らに優しさのこもった助けの手を差し伸べてられるようになってほしい。そのためにも、私自身、この社会をそこに住む人々と向き合っていかなければならない」

ここには書ききれなかったが、この他、多くの学生が、仲間との関わりを通して自分の成長を実感したり、自分を見つめ直したり、教師として大切なことを学び

取ったり、人としてどう生きていくか真剣に問うたりしていた。判決書教材が持つ魅力と仲間の魅力、授業を創り出す魅力が上手く合わさった結果である。判決書教材を活用した人権教育の実践を通して、教員を目指す学生が、悩み、考え、判断する力をつけて成長したことが何よりも大きな成果である。今後も研究を積み重ね、判決書教材の可能性を共に広げていきたい。

今後の課題としては、法的視点を取り入れた判決書教材を活用し、社会科教育における小・中・高一貫した人権教育カリキュラムの開発を実証的・臨床的に研究したい。特に、「人権教育・啓発に関する基本計画」等で人権課題に挙げられている「女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、その他」を中心に内容を構成したいと考えている。

- (1) 新保真紀子「小学校社会科・身分制度成立に関する教科書記述の変遷」『神戸親和女子大学児童教育学研究』25, 2006, pp.33-51.
- (2) 伊藤弥・鈴木康裕「人権教育を中心とした総合学習の開発」『福島大学教育実践研究紀要』第34号, 1998, pp.119-128.
- (3) 桑原敏典・佐藤育美「公共性を問い直させる公民授業の構想—中学校社会科小単元『公共の福祉とは何か』の開発—」『岡山大学教育学部研究収録』第136号, 2007, pp.53-62.
- (4) 生田周二「人権教育へのアプローチ—日本の性格との関連において—」『奈良教育大学教育実践総合センター研究紀要』No14, 2005, pp.113-112.
- (5) 文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕実践編 <http://www.mext.go.jp>
- (6) 人権教育の指導方法等に関する調査研究会「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕実践編～個別的な人権課題に対する取組～」 <http://www.mext.go.jp>
- (7) 真島聖子「認め合い、高め合う人間関係の育成」『平成18年度 第55回教職員研究論文集』春日井市教育委員会, 2007, pp.17-20. 梅野正信・狩野聖子「学校の安全・子どもの安全と教員の責任範囲」『季刊教育法』148, 2006, pp.36-41. 梅野正信・向和典・狩野聖子「学校の安全・子どもの安全と教員の責任範囲」(2)『季刊教育法』149, 2006, pp.36-42. 梅野正信・向和典・狩野聖子「学校の安全・子どもの安全と教員の責任範囲」(3)『季刊教育法』150, 2006, pp.70-75.
- (8) 梅野正信「人命・人権尊重に基づく規範意識を育成する判決書活用型授業・研修のプログラム開発」平成16-18年度科学研究費補助金（基礎研究C2）研究成果報告, 2007, pp.119-125.
- (9) 梅野正信「判決書教材を通して『いのち』『人権』『公共性』を学び合う市民性育成教育の原理と方法（2）—市民社会に求められる規範意識—」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』15, 2005, pp.1-11.
- (10) 梅野正信『裁判判決で学ぶ日本の人権 中学高校授業づくりのための判決書教材資料』明石書店, 2006.